

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第三十四号

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県医師修学資金等貸与条例（平成十七年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「管理型臨床研修病院」を「基幹型臨床研修病院」に、「第三条第二号」を「第三条第一号」に改め、同条第二項第二号中「大学院修学資金」を「大学院生修学資金」に改める。

第十条第一項第二号中「大学院修学資金」を「大学院生修学資金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(返還猶予)</p> <p>第九条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修(県内の基幹型臨床研修病院(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第一号に規定する基幹型臨床研修病院をいう。)が行う臨床研修に限る。次項第一号及び次条第一項第一号において同じ。)を受けているとき。</p> <p>2 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院生修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が、大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。</p> <p>三 略</p> <p>3 略</p> <p>(返還免除)</p> <p>第十条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p>	<p>(返還猶予)</p> <p>第九条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部を猶予する。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学生修学資金の貸与を受けた者が、医師の免許取得後、引き続き臨床研修(県内の管理型臨床研修病院(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百五十八号)第三条第二号に規定する管理型臨床研修病院をいう。)が行う臨床研修に限る。次項第一号及び次条第一項第一号において同じ。)を受けているとき。</p> <p>2 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する間、貸与を受けた修学資金等の返還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 大学院修学資金又は研修資金の貸与を受けた者が、大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に従事しているとき。</p> <p>三 略</p> <p>3 略</p> <p>(返還免除)</p> <p>第十条 知事は、修学資金等の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>一 略</p> <p>二 大学院生修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要な勤務期間従事したとき。</p> <p>2 4 略</p>	<p>一 略</p> <p>二 大学院修学資金又は研修資金 大学院又は臨床研修若しくは専門研修を修了し、引き続き規則で定める医療機関等における業務に必要な勤務期間従事したとき。</p> <p>2 4 略</p>